

～年金についてのQ&A～

(1) 年金額について

Q1	電話で年金見込額を教えてくださいませんか？
A1	電話ではお答えできません。 年金見込額については、毎年誕生月に自宅へ送られてくる「ねんきん定期便」で確認することができます。また、「地共済年金情報Webサイト」では、公務員厚生年金期間におけるご自身の年金加入記録や年金見込額などの情報をインターネットでご覧いただけます。
Q2	「ねんきん定期便」、「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」が見当たりませんか。再発行できますか？
A2	お送りしているものと同じものは再発行することはできませんが、控えの写しをお送りします。再発行を希望する場合は、公立学校共済組合本部（TEL：03-5259-1122）へ連絡してください。
Q3	「地共済年金情報Webサイト」の利用方法を知りたい。
A3	閲覧するには、利用申込みが必要となります。ご利用申込み後、後日、当共済組合から郵送されるユーザID通知書に記載されたユーザIDと、申込み時にご自身で入力したパスワードにより閲覧できます。 なお、申込み後、ユーザID通知書がお手元に届くまでには、通常3週間から4週間程度かかります。

(2) 退職（一般組合員資格喪失）時の手続き

Q4	今年度末に退職（一般組合員資格喪失）しますが、年金の手続きはどうなりますか？
A4	「退職届書」の提出が必要となります。この書類を提出することにより、公立学校共済組合宮城支部において、年金待機者登録を行います。退職後概ね3か月から6か月後に年金待機者登録が完了し、登録されると、「年金待機者登録通知書」が送付されます。

(3) 年金待機者登録後の手続き

Q5	年金をもらう前に住所や氏名が変わったときは？
A5	住所、氏名などに変更があった方は、年金待機者登録通知書に同封された「年金待機者異動報告書」を公立学校共済組合本部に提出してください。また、お手元に「年金待機者異動報告書」が見当たらない場合は、公立学校共済組合本部ホームページより、様式をダウンロードしてください。
Q6	退職後、支給開始年齢より前に年金を受給することはできますか？（繰上げ請求）
A6	支給開始年齢前でも、60歳以上であれば年金を繰上げて受給することができます。ただし、1月繰上げるごとに、本来の年金額から0.4%が減額されます。（昭和37年4月1日までに生まれた方は0.5%減額） 請求手続きについては、待機者登録前であれば、宮城支部（TEL：022-211-3677）へ連絡、年金待機者登録後であれば、公立学校共済組合本部（TEL：03-5259-1122）へ連絡願います。ご自宅へ請求に必要な書類を送付いたします。
Q7	65歳からの年金を66歳以降に受給することはできますか？（繰下げ請求）
A7	65歳からの老齢厚生年金を66歳以降に繰下げを申し出ることによって、年金を増額して受け取れることができます。増額率は、0.7%に受給権取得月（65歳になった月）から繰下げを申し出した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率となります。 繰下げ受給を希望するときは、公立学校共済組合本部（TEL：03-5259-1122）へ連絡願います。ご自宅へ請求に必要な書類を送付いたします。

(4) 年金の請求手続き

Q8	年金は何歳から受給できますか？															
A8	昭和36年4月2日以降に生まれた方は、65歳から「本来支給の老齢厚生年金」が支給されます。「特別支給の老齢厚生年金」は支給されません。															
Q9	年金請求書はどこから送られてきますか？															
A9	最後に加入していた実施機関（在職中の方は加入している実施機関）から、65歳となる誕生月の1か月から3か月前にご自宅あてに送付されます。 65歳到達時に公立学校共済組合宮城支部の組合員の方は、誕生月の約1か月前に所属所を通して送付します。															
Q10	実施機関とは何ですか？															
A10	<p>実施機関とは、老齢厚生年金の決定等を行う機関のことです。実施機関には次の機関があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>被保険者</th> <th>実施機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号 厚生年金被保険者</td> <td>第2号から第4号までの厚生年金被保険者以外の厚生年金被保険者</td> <td>日本年金機構</td> </tr> <tr> <td>第2号 厚生年金被保険者</td> <td>国家公務員共済組合の組合員</td> <td>国家公務員共済組合連合会</td> </tr> <tr> <td>第3号 厚生年金被保険者</td> <td>地方公務員共済組合の組合員</td> <td>公立学校共済組合 地方職員共済組合等の共済組合</td> </tr> <tr> <td>第4号 厚生年金被保険者</td> <td>私立学校教職員共済の組合員</td> <td>日本私立学校振興・共済事業団</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	被保険者	実施機関	第1号 厚生年金被保険者	第2号から第4号までの厚生年金被保険者以外の厚生年金被保険者	日本年金機構	第2号 厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員	国家公務員共済組合連合会	第3号 厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員	公立学校共済組合 地方職員共済組合等の共済組合	第4号 厚生年金被保険者	私立学校教職員共済の組合員	日本私立学校振興・共済事業団
種 別	被保険者	実施機関														
第1号 厚生年金被保険者	第2号から第4号までの厚生年金被保険者以外の厚生年金被保険者	日本年金機構														
第2号 厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員	国家公務員共済組合連合会														
第3号 厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員	公立学校共済組合 地方職員共済組合等の共済組合														
第4号 厚生年金被保険者	私立学校教職員共済の組合員	日本私立学校振興・共済事業団														
Q11	本採用前に講師として第1号厚生年金被保険者に加入した期間がありますが、年金の請求はどうなりますか？															
A11	<p>講師に限らず、民間企業や私立学校に勤めた期間も1つの請求書で請求することができます（ワンストップサービス）。ただし、女性の場合、第1号厚生年金被保険者の期間がある場合、老齢厚生年金の支給開始年齢が異なりますので、別々に年金を請求することになります。</p> <p><第1号厚生年金被保険者の期間がある女性の支給開始年齢></p> <p>S35.4.2～S37.4.1生まれ 支給開始年齢 62歳 S37.4.2～S39.4.1生まれ 支給開始年齢 63歳 S39.4.2～S41.4.1生まれ 支給開始年齢 64歳 S41.4.2以降の生まれ 支給開始年齢 65歳</p>															
Q12	年金は誕生月分から支給されますか？															
A12	65歳の誕生日の前日が属する月の翌月分から支給されます。 【例】11/1 生まれ 誕生日の前日が属する月：10月 → 翌月11月分から支給開始 11/2 生まれ 誕生日の前日が属する月：11月 → 翌月12月分から支給開始															
Q13	年金請求書を提出しましたが、年金はいつから支給が始まりますか？															
A13	初回支給は、請求から概ね4か月から6か月後になります。初回の定期支給には間に合いませんが、決定され次第、随時支給されます。初回支給日以降は、偶数月の15日（土日祝日に当たる場合は直前の平日）に、支給月の前月までの2か月分が支給されます。															
Q14	年金請求後、なにか送られてきますか？															
A14	年金が支給される前に「年金証書」及び「年金支払通知書」が届きます。															

(5) 年金受給中の手続き

Q15	転居した場合の住所変更の手続きはどうなりますか？
A15	住所の変更は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して変更されますので、届出は不要です。ただし、変更処理には住所変更後、約4か月から5か月ほど時間がかかりますので、郵便局で転送の手続きをお願いします。
Q16	年金受給中に再就職し、再度、公立学校共済組合の一般組合員資格を取得しましたが、何か手続きは必要ですか？
A16	公立学校共済組合の一般組合員となる方は、「年金受給権者再就職届書」を所属所を経由して公立学校共済組合宮城支部に提出してください。宮城支部ホームページから様式をダウンロードしてください。
Q17	在職中は年金を受け取れますか？（在職停止）
A17	在職中の場合、老齢厚生年金は賃金等の額により全部又は一部が支給停止となることがあります。なお、停止となった金額が後で支給されることはありません。また、第2号・第3号厚生年金被保険者である間は、「経過的職域加算額」及び「年金払い退職給付」は全額停止されます。
Q18	支給停止額の計算方法は？
A18	$\text{支給停止額（月額）} = (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - \text{基準額48万円}) \times 1/2$ <ul style="list-style-type: none"> * 基本月額 = 老齢厚生年金 $\times 1/12$（※経過的加算額、加給年金額を除く。） * 総報酬月額相当額 = 標準報酬月額 + (直近1年間の標準賞与額 $\times 1/12$)
Q19	一般組合員で年金を受給していますが、退職（一般組合員資格喪失）時に何か手続きが必要ですか？
A19	「退職届書」の提出が必要となります。この書類を提出することにより、在職停止解除となり、年金額を再計算します。